

## 野田市マンション管理適正化支援法人の登録の取消しに関する基準

### (目的)

第1 この基準は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第5条の8第3項の規定によるマンション管理適正化支援法人（以下「支援法人」という。）の登録の取消しに関し、必要な基準を定めるものとする。

### (処分の基準)

第2 法第5条の8第3項第1号の規定により、支援法人が管理支援業務を適正かつ確実に実施することができないと認める基準は、次のとおりとする。

- (1) 法第5条の3第1項各号に掲げる登録の基準に適合しなくなったとき。
- (2) 支援法人がその管理支援業務の対象とする管理組合、管理者又は区分所有者の利益を害し、自己又は第三者の利益を図るなど、不誠実な業務を行ったとき。
- (3) 登録時に提出したマンション管理適正化支援法人登録申請に係る誓約書に記載された誓約事項に違反したとき。
- (4) 登録のみを行い、管理支援業務を実施せず、かつ、自ら又は他者が行う管理支援業務以外の業務への勧誘又は紹介を行っているとき。
- (5) 管理支援業務が行われていない期間（法第5条の7第1項の規定により、管理支援業務の休止に係る届出書を提出した支援法人にあつては、当該届出書に記載された休止の期間を除く。）が2年を超えたとき。
- (6) その他管理支援業務を適切かつ確実に実施することができないと認めるとき。

### 附 則

この基準は、令和8年5月1日から施行する。